

令和5年2月22日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和5年3月16日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願の総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和5年3月16日（木）午後1時00分 開議

○議長（中山和夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（中山和夫君） ここで報告します。

3月3日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に常泉健一君、副委員長に細谷菜穂子君をそれぞれ選出しました。

次に、去る12月定例会から継続審査となっております案件、並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（中山和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願の総括審議

○議長（中山和夫君） それでは、これより議事日程に基づき、議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願の総括審議」を議題とします。

まず、12月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 常泉健一君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 常泉健一君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（常泉健一君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月3日の本会議において付託されました議案第3号「令和5年度茂原市一般会計予算」について、3月7日及び8日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

たので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

令和5年度における本市の財政見通しは、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響の回復により個人市民税の増等が見込まれるものの、固定資産税のうち、大手企業の設備の経年減価及び新規設備投資控えによる償却資産の減等により、厳しい状況が続いている。

歳出においても、新型コロナウイルス感染症対策に係る市民体育館大体育室空調設備設置工事の皆減や、内水対策関連事業、街路事業費の減等があったものの、エネルギー価格高騰による光熱水費の増や、増加傾向にある義務的経費の扶助費、市営住宅の長寿命化工事等があり、厳しい状況が続いている。

今後は、エネルギーや食料品等の価格高騰への対応や近年頻発化する災害への備えに加え、公共施設の統廃合及び長寿命化等の将来を見据えた財政需要が見込まれることから、事業経費の精査・適正化、債務残高の適切な管理、各種指標の改善等、これまで以上に健全な財政運営が求められるとのこととあります。

令和5年度の予算編成にあたっては、第2次3か年実施計画との整合性を図ることを基本としながら、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本理念に基づき、限られた財源を効率的に配分するよう事業の選択と集中に努め、特に子育て支援や内水対策、道路整備をはじめとする市民の安全・安心につながる事業について、重点的に予算の配分を行ったとしております。

その結果、令和5年度茂原市一般会計予算は、歳入歳出の総額を318億9400万円とし、対前年度比9億6100万円、3.1%の増となっております。

これまで以上に健全な財政運営が求められる中、本委員会では、本予算案が、市民からの多種多様な要望に的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努めているか等、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

まず、市長に対する総括質疑では、「令和5年度の予算編成は、子育て支援、市民の安全・安心につながる事業に重点的に予算を配分したとのことだが、具体的にどの事業に重点を置き、どのような効果が期待できると考えるか」との質疑に対し、「『子育て支援』では、高校生等医療費助成事業や放課後児童健全育成事業に配分した。これらの事業により、子育て世帯に対する経済的な負担の軽減、さらには人口減少の抑制に繋がっていくことを期待する。また、『安全・安心』では、内水対策関連事業、道路改良事業や交通安全施設整備事業に配分した。これらの事業は、緊急性が高く、子どもたちの安全の確保、市民の生命や財産を守るため、他に優先して実施すべきものとする」との答弁がありました。

次に、「ふるさと納税について、返礼品を扱う事業者はどのように選定されるのか、また、どのような事業者を選定したいと考えているのか」との質疑に対し、「返礼品事業者は、市からお願いする場合も、事業者から申し出を受ける場合もある。要件としては、市内に事業所を有すること、1年以上継続して事業を営んでいること、市税等の滞納がないことなどを定めており、『茂原市ならではの』という返礼品を取り扱う事業者を、特に選定したいと考える」との答弁がありました。

次に、「『子育て支援』に重点を置き、子どもを核としたまちづくりを推進していく必要があると考えるが、見解は」との質疑に対し、「持続可能な地域社会の維持に努めることは、喫緊の課題である。第2次3か年実施計画の重点施策として、子育て支援、安全・安心を取り上げた。今後は、結婚、出産、子育てと切れ目なく総合的に支援したい」との答弁がありました。

次に、「行財政改革推進指針実施計画の実施状況と、財政効果としての評価は」との質疑に対し、「令和3年度では、全18項目のうち14項目でA評価となり、概ね順調に進捗している。財政効果額は「公有財産の売却、有効活用」「ふるさと納税の推進」「市税等の徴収率の向上」により7億1670万円余となる」との答弁がありました。

次に、「『ゼロカーボンシティ宣言』を行ったが、実現に向けた具体的な取り組みと、今後の行程は」との質疑に対し、「新たな補助対象として、プラグインハイブリッド車や集合住宅の充電設備を加えるなど、一般住宅等における二酸化炭素排出量の削減を推進する。また、公共施設の屋上への太陽光発電設備等の導入を検討するなど、削減目標の達成に向けて取り組む」との答弁がありました。

次に、「財政調整基金には残高の目標額があるのか」との質疑に対し、「災害や経済状況の著しい変動等による不足額を埋めるもので、目標額は定めていない」との答弁がありました。

次に、「人口減少と財政難の中、行政運営に転換が求められると思うが、これからの市政運営の考え及び打開策は」との質疑に対し、「少子高齢化が進むことによって、税収が減少する一方で扶助費が増加し、財政的に厳しい状況である。財源と職員の人数に限られる中、引き続き行財政改革に取り組むことに加え、民間や地域の自助・共助を進めることが必要」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても、多くの質疑、要望がなされたところでありますが、採決の結果、議案第3号「令和5年度茂原市一般会計予算」は全員異議なく可決することと決定いたしました。

賛成者から本案に賛成するにあたり、附帯意見がありましたので申し上げます。

1. 財政の引き締めが、市民サービスの低下や教育環境の低下に繋がらないよう配慮されたい。

1. 民間活力を活用した積極的な財源確保と市民サービスの更なる向上に取り組まれたたい。

1. 中長期を見据えた財政基盤の強化に努めるとともに、本予算案に盛り込まれている施策を着実に実行されたい。

1. 財政調整基金に頼った財政運営にならないよう努められたい。

1. 使用しなくなった公共施設を再利用することで、地場産業の活性化と雇用の確保に努められたい。

というものであります。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、その主なものを申し上げます。

1. 消費生活相談事業は、全ての年代の方が相談しやすい体制の構築に取り組まれたたい。

1. 障害福祉に係る訓練等給付事業は、就労移行が順調に推移している中、就労定着への取り組みに重点を置いた施策を講じられたい。

1. 中小事業者サポート事業は、市内事業者の販路拡大に繋がることから、より多くの事業者のニーズに応えられるよう努められたい。

1. 有害鳥獣駆除事業は、新規捕獲従事者を確保するなど、引き続き従事者の負担軽減対策を講じられたい。

1. 七夕まつりは、子ども達が再開を楽しみにしていることから、より良いイベントとなるよう準備・計画を進められたい。

1. 用排水施設の維持管理に係る多面的機能支払交付金は、より多くの地域で活用されるよう、更なる制度の周知を図られたい。

1. 県道茂原白子バイパスの建設促進は、外房有料道路の無料化、圏央道の全面開通を見据え、関係機関に対し、引き続き積極的な要望活動を行われたい。

1. 都市公園は、市民の憩いの場であることから、より良い施設となるよう整備されたい。

1. 学校周辺の道路工事の施工にあたっては、児童生徒の通学時の交通安全に十分配慮されたい。

1. 空き家等対策は、相続財産管理制度の活用など、空き家の解消に積極的に取り組むことで、近隣住民の安全・安心の確保に努められたい。

1. 図書館は、利用者のニーズを把握し、利便性の向上、貸出数の増加を目指し、場所の移

転も含め検討されたい。

1. 学校再編審議会は、地域の意見や茂原市の教育に対し、真摯に取り組まれる方を委員として選考されたい。

1. 光熱水費高騰への対策として、教育施設の屋上に太陽光発電設備を設置するなど省エネ対策を検討されたい。

1. 青少年指導センターが移転によりJR茂原駅から遠くなるが、駅周辺のパトロールは犯罪行為の抑止効果があることから、今後も継続されたい。

1. 茂原市の良さを知っていただくため、市立美術館・郷土資料館の展示事業を充実されたい。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、総務委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 向後研二君登壇）

○総務委員会委員長（向後研二君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案2件について、3月3日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「令和4年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9893万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億6046万9000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、衛生費について「燃えるごみ専用袋配付事業の概要や委託料の算定根拠は」との質疑に対し、「市内の全世帯に対し、40リットルのごみ袋を10枚と30リットルのごみ袋を20枚ずつ配付するもので、委託料については、今回の設計額として約1600万円を見込んでいる。ただし、前回の執行残が約800万円あるため、今回の補正では842万4000円を計上した」との答弁がありました。

次に、土木費について「河川改修事業の内容は」との質疑に対し、「委託料については、乗川にかかる吾妻崎橋の架け替えに関する設計、地質調査である。工事請負費については、梅田川にかかる第二石川橋の下部工である。補償補填及び賠償金については、梅田川にかかる東京電力の電柱の物件移転補償費である」との答弁がありました。

これに対し、委員より「乗川の吾妻崎橋の架け替えについて、説明会では地域住民から反対もあるようなので、慎重に進められたい」との意見がありました。

次に、歳入について「固定資産税の減額が6200万円と大きい、その理由は」との質疑に対し、「大手企業の設備投資の時期がずれ込み、見込みよりも償却資産の課税が減ってしまったことによるものである。こちらについては、令和5年度の歳入として計上していく」との答弁がありました。

また、委員より、「燃えるごみ専用袋配付事業については、自治会を介して配布するなど、委託料を抑える配付方法を検討されたのか疑義があるため反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市民室の使用料について、金額は変わらないという認識でよいか」との質疑に対し、「別表にしてわかりやすくするための改正であり、料金設定は現行と変わらない」との答弁がありました。

次に、「映画、ドラマ等の撮影に係る使用料を1時間当たり1100円から5500円とした算定根拠は」との質疑に対し、「制作会社などに対する聞き取りや、他市の状況を参考に算定したものである。本市の撮影支援体制は高評価を受けており、今回の引き上げによってロケに訪れる制作会社が減ることはないと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○教育福祉委員会委員長（鈴木敏文君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案12件について、3月3日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第4号「令和5年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げ

げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9255万9000円とするもので、対前年度7703万8000円、0.77%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「ジェネリック医薬品希望シールの効果は」との質疑に対し、「ジェネリック医薬品希望シールは、被保険者証の発送時に同封しており、本市のジェネリックの使用率は、令和4年12月審査分において81.3%の使用率と報告を受けており、一定の効果があるものとする。なお、全ての医薬品にジェネリックがあるわけではない」との答弁がありました。

次に、「出産育児一時金について、議案第19号の条例改正により出産育児一時金を増額することだが、予算では逆に減額されているが、その原因は」との質疑に対し、「出産育児一時金については、従来42万円だったものを令和5年度より8万円上乘せし、50万円を支給する予定である。しかしながら、出産をされる方の件数が減少しており、令和4年度についても、当初予算では55件を見込んでいたが、年度末時点で45件程度と見込まれ、令和5年度についても同程度と予算を積算したところ、トータルでは減少してしまった」との答弁がありました。

また、委員より、「財政調整基金を切り崩しながら国民健康保険税の抑制に努めていくことだが、今後も医療費は伸び続けていくことが予想されるので、財政調整基金が枯渇する前に今の段階から手立てを検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9402万4000円とするもので、対前年度1億3785万1000円、1.65%の減とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「以前コロナの影響で介護給付費が減少したと説明があり、その反動があるものと考えていたが、令和4年度予算と比べ減額されているが、その理由は」との質疑に対し、「毎年多額の不用額が生じており、一般会計からの繰出金を減らすため、予算額の積算方法を見直したことによるものである。なお、コロナの影響については、回復していくことを勘案して積算している」との答弁がありました。

次に、「令和4年度に比べると、包括的支援事業費が15%程度増えているが」との質疑に対し、「生活支援体制整備事業で各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネ

一ターが現在は兼務であるが、県から専任の職員を配置するよう通知があり、そのため業務委託料が2500万円ほど増えたことによるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「令和5年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8595万1000円とするもので、対前年度2875万1000円、2%の増とするものであり、採決の結果、議案第8号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「今回の博物館法の改正により、設置者要件を改め、運営に必要な経済的基礎を有していれば博物館の設置者になれるとのことだが、公立博物館の設置に関する根拠条文は博物館法から変わることによろしいか」との質疑に対し、「今回の改正により、博物館法の公立博物館の設置に関する条文が削除されることとなるため、今後については、地方自治法の条文を根拠とすることになる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「100歳以上の高齢者は、市内に何人いるのか」との質疑に対し、「令和5年度の見込みで90名ほどである」との答弁がありました。

次に、「対象者は、3月31日時点で見込んでいるのか」との質疑に対し、「対象者は老人の日である9月15日時点の年齢で見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員より、「今回の改正により、173万5000円縮減されるとのことだが、その分はぜひ高齢者支援のために使っていただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げ

げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「廃止された児童遊園の跡地の今後は」との質疑に対し、「まず、渋谷児童遊園の底地は行光寺の所有であり、遊具についてはすでに撤去しており、行光寺に返却することとなる。また、大登児童遊園の底地は茂原市が所有しており、集会場用地として自治会が使用することとなっている」との答弁がありました。

次に、「自治会の要望により撤去したと説明があったが、具体的に自治会から要望があった場合、どう対応するのか」との質疑に対し、「現地での遊具の老朽化確認や、自治会に対し児童遊園の利用状況などの聴き取りを広く行っている」との答弁がありました。

また、委員より、「これから若い人たちが住み着くにあって、児童遊園は必要だと考える。簡単に自治会の申し出によって撤去することにより、若い人が住みづらくなるので、慎重に対応されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「子ども・子育て審議会において様々な意見を頂いた中で、反映した事例はあるのか」との質疑に対し、「直近では、学童保育の待機児童解消について意見があり、学童保育の施設整備にも繋がっている」との答弁がありました。

次に、「審議会の委員構成について説明があったが、子育て世帯の親御さん達の見解というのは、どのように反映させているのか」との質疑に対し、「高校生までのお子さんをお持ちの方を一般公募で2名募集し、委員として参加してもらい子育て世帯の声として意見を反映させている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「避難訓練など、安全確保に関する取り組みなどは、安全計画の中に定められている

のか」との質疑に対し、「避難訓練、安全指導、職員講習、施設点検等の安全確保のための取り組みに関する年間スケジュールやマニュアルの策定状況については、安全計画に定められている」との答弁がありました。

次に、「職員の兼務について、他の社会福祉施設等と併せて設置している家庭的保育事業等は、本市にあるのか」との質疑に対し、「本市での家庭的保育事業等の事業所は緑ヶ丘にある小規模保育事業はぐくみの1件であるが、他の社会福祉施設等と併せて設置している事業所はない」との答弁がありました。

また、委員より、「小規模保育事業等は今後需要が増すと考える。女性の働く機会を増やすためにも、次期計画に盛り込んでほしい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第16号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは」との質疑に対し、「特定教育保育施設とは施設型給付を受けるために市から確認を受けた保育所、幼稚園、認定こども園であり、市内では東茂原保育園、エンゼル幼稚園、ふたば幼稚園、アップル幼稚園、高師保育園、ほのおかこども園、もばら空と杜のこども園が該当する。また特定地域型保育事業は、地域型保育給付を受けるために、同様に市から確認を受けた家庭的保育事業等であり、市内では、小規模保育事業はぐくみが該当する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「自動車を運行する際の規定があるようだが、送迎バスを利用している学童クラブはあるのか」との質疑に対し、「こちらの規定は送迎バスではなく、学童クラブによっては郊外学習で民間バスを利用する場合などを想定したものであり、その際に職員が行う点呼等による所在確認を規定したものである」との答弁がありました。

次に、「業務継続計画の具体的な内容は」との質疑に対し、「災害等発生時には通常学校も休業となり、それに伴って学童保育も休業となる。業務継続計画は、災害等発生時、早

期に業務再開を図ることや、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されたものである」との答弁がありました。

また、委員より、「業務継続計画策定は努力義務ということだが、策定には大変労力が必要であるため、利用者のためにも策定にあたり必要な支援をお願いしたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、被保険者が出産した場合、出産育児一時金40万8000円と産科医療補償制度の掛金1万2000円、合わせて42万円を支給している制度について、健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日から出産育児一時金を48万8000円に増額し、産科医療補償制度の掛金1万2000円と合わせて50万円に引き上げるものであり、採決の結果、議案第19号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第23号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「平成30年度以降利用者はないとのことだが、それ以前の貸付実績は」との質疑に対し、「平成25年度11件、平成26年度11件、平成27年度4件、平成28年度4件、平成29年度2件である」との答弁がありました。

次に、「条例は3月31日まで生きるわけだが、申し込みが来た場合はどうするのか」との質疑に対し、「入学一時金については、入学前に貸し付けるものであり、3月31日までは貸付可能である」との答弁がありました。

また、委員より「小中高入学時は、鞆や制服などを購入するため、経済的負担が大きい。この条例を廃止することだが、経済的支援が必要な子育て世帯に対し、入学時の負担軽減となる支援を検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第23号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、建設経済委員会委員長 金坂道人君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 金坂道人君登壇）

○建設経済委員会委員長（金坂道人君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る12月定例会において付託され、継続審査となっておりました請願1件、並びに今定例会において付託されました議案10件について、2月8日並びに3月3日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました請願1件について報告いたします。

令和4年請願第3号「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書提出を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和5年度税制改正大綱の内容は」との質疑に対し、「主な内容として3点あり、1点目は免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合に、令和5年10月1日から3年間、納税額を売上に対する消費税額の2割に軽減する措置、2点目は課税売上高が1億円以下の事業者は、令和5年10月1日から6年間、1取引当たり1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除を可能とする、3点目は現行、インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出しなければならず、4月以降についても、申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられていたが、事業者の準備状況や支援措置が追加されたことを踏まえ、申請書に「困難な事情」の記載を求めず、4月以降の登録申請を可能とするものである」との答弁がありました。

次に、「国の支援制度の内容は」との質疑に対し、「IT導入補助金については、安価な会計ソフトも対象となるように、ITツール導入経費の補助下限額が撤廃された。小規模事業者持続化補助金については、インボイス枠を通常枠に位置づけ、補助上限額が50万円増額となり、補助対象経費については、税理士相談費用の他に、インボイスに登録する際の税理士への委託費用も補助対象となった。インボイス導入については、国の支援が順次進んでいるので、引き続き支援に関しての周知に努める」との答弁がありました。

次に、「令和5年10月1日以前から課税事業者選択届出書の提出をされている事業者は、納税額を売上に対する消費税額の2割に軽減できる制度は適用にならないとのことだが、適用するにはどのような手続きが必要か」との質疑に対し、「課税事業者選択不適用届出書を提出することにより2割特例が受けられるようになる」との答弁がありました。

また、委員より、「課税事業者選択届出書を提出してある事業者であっても、不適用届出書を提出することにより、今回の税制改正での恩恵を受けられることから、税制改正の内容や各種補助制度について周知徹底を図られたい」との意見や「事業者の意向を汲んで税制改正を行い支援していくことから、延期をするという捉え方をしなくても良いのではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第3号は賛成者なしにより不採択することと決定しました。

次に、今定例会に付託されました議案10件について報告いたします。

最初に、議案第2号「令和4年度茂原市特別会計農業集落排水事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

審査の過程において、「今回の補正は半導体製品の納期の遅延による繰越となっているが、物価高騰の影響による設計変更は必要になるのか」との質疑に対し、「業者に確認しており、設計変更については必要ない」との答弁があり、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「令和5年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1790万1000円とするもので、対前年度2347万9000円、3.7%の減とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「受益者分担金の見込み戸数の根拠は」との質疑に対し、「令和2年度から令和4年度までの加入戸数の平均値である」との答弁がありました。

次に、「令和5年度の公営企業会計移行業務委託の内容は」との質疑に対し、「令和5年度は、公営企業会計システムの導入、条例改正、公営企業会計に対応した予算編成、打ち切り決算等の委託をする予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「令和5年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4579万2000円とするもので、対前年度24万6000円、0.5%の減とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「指定管理者納付金は、駐車場利用料収入に連動するのか」との質疑に対し、「利用料収入が少ない場合でも、最低納付保証額は2730万円とし、利用料収入に78%を乗じた金額が納付されることとなる」との答弁がありました。

次に、「指定管理者納付金について、これまでの最大納付額と最小納付額は。また、指定管理者が変わり利便性の向上はあるのか」との質疑に対し、「まず、納付金について、最大納付額は、令和元年度と令和2年度で3500万円、最小納付額は、令和3年度で2614万5000円である。利便性の向上としては、近隣の商業施設に販売していた割引回数券を一般利用者にも販売をすること、駐車券のQRコード化、カメラによる車番認証方式、観光用のカーシェアリングの導入を予定している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採択の結果、議案第6号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「令和5年度茂原市下水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、地方公営企業法等に基づき、下水道使用料や施設の維持管理など営業的な業務に係る収益的収支と施設の改築工事や管渠の整備、またそれらの財源となる企業債や国庫補助金の収入など資産を形成する業務に係る資本的収支の2本立ての予算とするものであります。

収益的収入14億234万円に対し、収益的支出は13億6259万6000円とし、資本的収入5億3715万3000円に対し、資本的支出は11億3279万3000円とするものであります。なお、資本的収支について、不足する5億9564万円については、損益勘定留保資金等により補てんするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「処理場建設改良費で委託料2億2674万1000円計上されているが、債務負担行為で設定している2億774万1000円との差額1900万円が新たな事業と考えられるが、その内容は」との質疑に対し、「令和6年度から令和10年度までの次期ストックマネジメント計画の策定業務委託である」との答弁がありました。

次に、「固定資産売却代金300万円と補助金返還金100万円が関連していると思われるが、その内容は」との質疑に対し、「固定資産売却代金については、千葉県が実施している一宮川流域浸水対策特別緊急事業の護岸工事における河川の維持管理を行う坂路造成計画により、河川用地として処理場用地を譲渡する必要が生じたため売却するものである。補助金返還金については、売却用地の中に補助金を活用して取得した用地が含まれているため、相当する額として100万円を計上した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第10号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「手数料は全国一律なのか」との質疑に対し、「茂原市では、担当する建築課職員の人員費の平均に、審査に係る時間を乗じて算定している」との答弁がありました。

次に、「省エネ住宅等の認定基準が強化されたとあるが、基準がより厳しくなったという解釈で良いか」との質疑に対し、「厳しいというよりは、審査方法が細分化されたことにより、基準が強化されたものと認識している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市営住宅における、入居者資格要件の一部緩和及び国の通知に基づく家賃債務保証業者の導入について、所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第20号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の制定による、建築基準法の改正が行われたため、所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第21号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「都市公園を利用した撮影の実績は」との質疑に対し、「昨年度は16件、今年度は現時点で6件である」との答弁がありました。

次に、「撮影で使用する際の公園使用料が5倍に改正されるが、その根拠は」との質疑に対し、「制作会社からの意見聴取や他市の状況を比較して使用料を設定した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第22号は賛成多数により可決することと決定し

ました。

次に、議案第24号「市道路線の認定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「開発による民間から道路の寄附を受ける条件は」との質疑に対し、「公道から公道に接続し通り抜けができること、また、公共施設から公共施設へつながる道路であり、幅員4メートル以上であること」との答弁がありました。

次に、「寄附受入対象外の道路において、災害時など緊急的なインフラ工事をする際の対応は」との質疑に対し、「占有者が設置の際に土地所有者に対して施工の同意を求めることや、地下の利用権を設定する際に、あらかじめ所有者から承諾を受けることにより、占有者の工事が可能になる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第24号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第25号「市道路線の変更について」申し上げます。

本案は、道路改良による起点及び路線の一部について、1路線の変更をするものであり、採決の結果、議案第25号は全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時00分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時10分 開議

○議長（中山和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、議案第3号「令和5年度茂原市一般会計予算」、議案第4号「令和5年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第7号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第8号「令和5年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第13号「茂原市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第23号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。さらに、12月議会で継続審査となっていた令和4年請願第3号「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書提出を求める請願」の委員長報告に反対し、その理由を述べるものです。

初めに、議案第3号「令和5年度茂原市一般会計予算」について述べます。

令和5年度の一般会計予算の歳入は、新型コロナウイルス感染症の影響の回復により、個人市民税の増額等が見込まれるものの、償却資産に係る固定資産税の減などで、依然厳しい財政状況が続いています。歳出において、義務的経費である扶助費や公債費に加え、エネルギー価格高騰による光熱水費などの物件費の増加が見込まれます。さらに、近年頻発している災害への備えが必要として、内水対策関連事業や道路改良事業等のほか、老朽化が進む橋梁やトンネルなどへの維持対応、物価高騰の影響を受けながら、引き続き厳しい財政運営が求められている中、東部台文化会館の体育センターに空調設備の設置、長年求められた子どもの医療費助成の高校3年生までの対象年齢の拡充、学童クラブの施設整備拡充など、市民要望に応えた事業の予算化には評価をいたします。

一方、通学道路の交通安全整備に必要な予算拡充はあるものの、市民向けの歩道整備はまだ不十分です。さらに、財政難と言われながら、不要不急の長生グリーンラインの高規格道路整備、職員配置ではさらなる非正規化を推進する会計年度任用職員の増員など、市民要望に応えた予算編成とは言えません。よって、本予算に反対するものです。

次に、議案第4号「令和5年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

年金生活や非正規労働者、自営業者が加入する国保の2023年度の保険税を値上げする自治体がかつてない規模で広がろうとしていることが、日本共産党政策委員会の調査で分かりました。調査では、都道府県が市町村に示した2023年度の国保税の市町村標準保険料に基づいて試算したところ、2月末までに標準保険税率が公表された25都道府県1028自治体のうち、約8割に相当する828自治体で値上げのおそれがあることが判明しました。

この背景には、2023年度が市町村国保財政の都道府県化から6年目という節目の年を迎えることにあります。2018年度に実施された都道府県化の下で、政府は都道府県が国保税引上げの推進役になることを求めています。そのために、都道府県は6年間で1期とした国保運営方針を定め、その方針に沿って市町村の国保行政を指導していくことになっています。2023年度はその1期目の最終年度に当たるため、これまで以上の値上げ圧力がかかることが予想されます。

そうした中、本市では、担当の努力の下、国保税の引上げを行わず、引下げを行った経緯もあり、この点では大いに評価いたします。しかし、国保税の負担軽減には、まだまだ不十分です。支払いが困難な医療費の窓口負担に対する国保法第44条の減免、市長が認める第77条減免の拡充が必要です。さらに、加入者の56.5%と半数以上の世帯が法定内軽減を受けていることは、いかに負担が重いかを表しており、一般会計からの繰入れて負担を軽減すべきです。

さらに、国に対しては、特にコロナ禍で様々な困難に直面している昨今、実施すべきは、国庫負担割合の引上げによる財政基盤の強化や低所得者層に対する保険税負担軽減策の拡充と強化、コロナに感染した国保被保険者に支払われる傷病手当金制度の恒久化、加えて、本人と家族の生活を守るために、対象者と支給額の抜本的拡充が必要です。

また、会社員が加入する健保では産前産後の国保税が免除されるのに、国保にそうした制度がないのは不公平だ。こういう批判を受け、国保についても、出産する被保険者に係る産前産後4か月分の保険税を国2分の1、県4分の1の公費負担の早急の実施、2022年度から始まった子どもの均等割保険税を軽減する支援策の対象は、全世帯の未就学児の均等割保険税の5割を公費で軽減するものですが、これをさらに対象年齢の範囲と軽減割合を拡充するために、政府がしっかり財政措置を取るべきです。

以上述べましたように、国からの財政投入、さらに市独自の軽減策を強く求めまして、本案件に反対するものです。

次に、議案第7号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について述べます。

政府は、介護保険の見直しを今進めております。その具体的項目としては、1つ、サービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、1つ、要介護1・2の訪問・通所介護の保険外し、1つ、ケアプラン作成の有料化、1つ、老健施設などの多床室、相部屋の室料有料化などを掲げています。

介護保険の利用料は、2000年の制度発足から1割負担が原則でした。しかし、2015年に一定所得以上の人には2割負担とされ、2018年には3割負担も導入されました。政府は、余裕がある人が対象などと負担増を正当化しましたが、実際は、負担が増えて、介護サービスを削ったり

施設から退所したりした人は少なくありません。1割負担でも経済的に苦しく、利用サービスを減らす人がいます。利用抑制に拍車をかける負担増は許されません。

要介護1・2の訪問・通所介護を保険対象から外し、市町村が運営する総合事業に移行させる案にも批判が上がっています。総合事業は自治体によってサービスの内容や担い手の確保に大きな差があり、全ての利用者に同じ質のサービスが提供されない危険があります。全国老人福祉施設協議会など、介護事業者や介護専門職らでつくる介護関係8団体は、要介護1・2の訪問・通所介護を総合事業に移行する見直しに反対する要望書を厚労省に提出しました。

要望書では、要介護1・2の人は認知機能が低下し、排せつ介助など介護給付サービスがなければ在宅での自立生活が困難と訴えています。認知症などは、専門家の初期段階での気づきや早期の対応が進行を抑えることにつながります。要介護1・2の訪問・通所介護の保険外しは、介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を膨張させることになってしまいます。

介護サービスを受ける大前提のケアプラン有料化は、利用控えを加速します。老健施設やショートステイの相部屋は、低所得の方が多く利用しています。有料化によって、負担に耐えられない人は行き場を失う事態になりかねません。

これらが実施されれば、コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者や家族はさらに負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人も続発しかねません。こうした内容を含む本案件には反対するものです。

次に、議案第8号「令和5年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

コロナ禍の下、国民の命と健康、生活をどう守るのが今、政治に最も問われている重要課題です。とりわけ、重症化リスクが高く、様々な疾病が増大している高齢者に対しては、最後まで人格が保障され、制度のためにいろいろな支援が必要です。にもかかわらず、毎年のように年金が削られている高齢者から、生活していけないとの声が上がっています。

さらに、後期高齢者医療制度では、医療機関の窓口負担を1割から2割に上げが強行されました。対象者は、千葉県では約91万7000人のうち約23万人、全体の割合で25.8%となり、本市でも対象者1万5395人のうち3772人、全体で24.5%となり、深刻な影響を及ぼしかねません。

減らされてきた高齢者医療費への国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増のこの制度を廃止し、少なくとも元の老人保健制度に戻すことを主張いたしまして、本案件に反対するものです。

次に、議案第13号「茂原市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。この案件は、長寿祝い金の支給額を縮減する条例の改正です。これまで社会の発展を支えてきた高齢者を敬い、長寿を祝うとともに、民生委員との連携、高齢者の安否確認に寄与することから、持続可能な事業とすることが大切であると市当局は説明しています。

しかし、一方で、今後の平均寿命の伸びや高齢者の増加等が見込まれることを理由に、今回は対象年齢を変えずに、支給金額を88歳では5000円から3000円に、99歳は1万円を5000円に、100歳には3万円に、さらに、101歳以上1万円縮減と、若干の増額との改正となっています。この縮減額は、令和5年度予算案で173万5000円。いろいろ苦慮されながらの改正案と感じられます。

先ほども述べましたが、コロナ禍や物価高騰の中、頼みの年金は年々削減、医療費をはじめ、介護保険の負担増や社会保障費の削減が高齢者の命と健康と暮らしを脅かしています。こうした中で、節目の年を祝う長寿祝い金は、御本人の誉れのことであります。平均寿命の伸びや高齢者の増加を理由としたこの案件は、当局が長寿に対し祝意を示し、敬老思想の高揚を図るとした趣旨にも背くものではありませんか。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第23号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」述べます。

本案件は、高校に入学または在学する交通遺児及び母子家庭の子どもを対象に行っている貸付制度を廃止とするものです。貸付制度の内容は、所得が250万円以下の方が対象で、支給額は修学資金が月額1万5000円、入学一時金が20万円とのことです。この貸付制度は、平成22年の高校授業料無償化以降、利用者が減少し、現在では利用者がいない状態が続いているので廃止にするとの説明がありました。

本市の貸付制度は昭和58年度に創設され、交通遺児や母子家庭にとってはかけがえのないものだったに違いありません。しかしながら、現在の社会情勢になじまない内容となっていると思われます。ならば、利用者がいないから廃止とするのではなく、給付制にするなど、内容を現状に合わせ、拡充することを要望し、本案件に反対するものです。

最後に、令和4年請願第3号「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書提出を求める請願」の委員長報告に反対し、その理由を述べるものです。

2023年10月から実施が予定されているインボイス制度は、これまでは免税事業者だった零細な事業者やフリーランスで働く人たちが、インボイス発行のために課税業者となることを余儀

なくされ、経済的にも事務的にも多大な負担を受けることとなります。大工の一人親方や個人タクシー、声優やアニメーターなどの方々から、実施されたら廃業するしかないという声が上がっています。

消費税は、事業者が仕入れのときと、物、サービスを販売したときの差額を税務署に納めます。今は帳簿で行われています。この控除の計算をインボイスで行うことが義務づけられます。インボイスは課税事業者しか発行できません。最大の問題は、消費税の納入を現在免除されている年間売上高1000万円以下の事業者に課税事業者になることを迫ることです。課税事業者の仕入先に免税事業者がいると、インボイスをもらえません。インボイスがないと、仕入れにかかった消費税を控除せずに納税しなければなりません。それを避けるために免税事業者が取引から排除され、倒産、廃業に追い込まれるおそれがあります。日本商工会議所も、令和5年度税制改正に関する意見書で、仮に同制度が導入された場合、免税事業者が取引から排除されたり不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があるとしています。排除を避けるためには、課税事業者になって消費税を納税せざるを得ません。

もともと零細事業者は大手業者との競争があるので、仕入れにかかった消費税を販売価格に転嫁することが困難です。納税義務を負うことになれば、身銭を切って消費税を払うことになります。少額の取引を1年間集計して納税する事務も大変です。

免税制度は、こうした負担を踏まえ、実施されてきました。インボイスの発行を迫られる事業者は法人、個人を合わせて100万に及ぶ可能性があります。年収が100万円から200万円しかない事業者も少なくありません。

消費税増税とコロナ禍、物価高騰で傷ついた日本経済を立て直すためには、消費税率5%への引下げとともに、インボイス制度をやめるべきと我が党は主張しております。

こうした内容を含む本請願を採択していただくことを強く要望するとともに、この請願に反対する委員長報告を認めるわけにはまいりません。

以上、述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（中山和夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

令和4年請願第3号「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書提出

を求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和4年請願第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、令和4年請願第3号は不採択とすることと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、議案第1号「令和4年度茂原市一般会計補正予算(第5号)」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「令和5年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和5年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和5年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「茂原市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「茂原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第2号、第5号から第6号、第9号から第12号、第14号から第21号、第24号から第25号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第2号、第5号から第6号、第9号から第12号、第14号から第21号、第24号から第25号については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。



○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願の総括審議

○出席議員

議長 中山和夫君

副議長 田畑毅君

1番	御園敏之君	2番	工藤孝弘君
3番	河野英美君	4番	横堀喜一郎君
5番	河野健市君	6番	高山佳久君
7番	西ヶ谷正士君	8番	石毛隆夫君
9番	岡沢与志隆君	10番	向後研二君
11番	杉浦康一君	12番	小久保ともこ君
14番	山田広宣君	15番	金坂道人君
17番	細谷菜穂子君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	理事	山田隆二君
総務部長	鈴木祐一君	企画財政部長	齋藤洋士君
市民部長	田中正人君	福祉部長	渡邊正統君
経済環境部長	飯尾克彦君	都市建設部長	渡辺修一君
教育部長	中村一之君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	菅谷直博君
企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	中田喜一郎君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	宮本弘美君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	平井仁君	経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	小高一宏君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	白井高君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	高橋啓一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	佐久間尉介君	職員課長	田中秀一君
企画政策課長	佐久間栄一君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	関屋典
局長補佐	東間一博
議事係長	金坂賢

○議長（中山和夫君） これをもちまして、令和5年茂原市議会3月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後2時41分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年4月27日

茂原市議会議長 中山和夫

茂原市議会副議長 田畑毅

茂原市議会議員 御園敏之

茂原市議会議員 工藤孝弘